

## 規 則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第七十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び

特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定

配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成二十年埼玉県規則第十八号）の一

部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第1条関係）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付申請書

住 所																			
	氏 名	個 人 番 号										続 柄	性別	年齢	生年月日	職 業	健康状態		
要 支 援 家 族													中国残留 邦人等本人						
													配 偶 者						
同 居 家 族 の 状 況																			
家族のうち別の所に住んでいる者があるときはその者の名前と住所																			
資産の状況（様式第4号）				収入の状況（様式第5号）				関係先照会への同意（様式第6号）											
支援給付を申請する理由																			
<p>上記のとおり相違ないので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 申請者 氏 名 支援給付を受けようとする者との関係</p> <p style="text-align: right;">(宛先) 埼玉県 福祉事務所長</p>																			
※実施機関等												※町村役場							
受 付												受 付							
年 月 日												年 月 日							

注1 ※印欄には記入しないでください。

- 申請者と支援給付を受けようとする者が異なる場合には、様式第4号から様式第6号までの書類は支援給付を受けようとする者が記入してください。
- 不実の申請をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条第1項又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。